

(1) 大阪市税の税率変遷(その1)

税 目	課 税 標 準	昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度	昭和28年度	昭和29年度
市 民 税	個 人 均等割 所得割-前年において納付すべき所得税額 法 人 均等割 法人税割-法人税額	800円 18% 2,400円 -	700円 18% 2,400円 創設 15%	700円 18% 2,400円 (昭27.1.1以降 決算分) 12.5%	700円 18% 2,400円 12.5%	600円 (府税100円) 13% (同上 5%) 2,400円 (同上600円) (昭29.4.1以降決算分) 7.5% (同上 5%)
固 定 資 産 税 (目 的 税)	土地、家屋 償却資産 当該年度の初日の属する年の1月1日における価格	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%
都 市 計 画 税	土地、家屋	-	-	-	-	-
自 転 車 税	2 輪 車 3 輪 車 原動機付2輪車 〃 3輪車 1台に付年額 同 上 同 上 同 上	200円 300円 - -	200円 300円 - -	200円 300円 400円 500円	200円 300円 400円 500円	2 輪 車 3 輪 車 原動機付2輪車 〃 3輪車 200円 300円 400円 500円
荷 車 税 〔自転車〕 〔荷車税〕	荷 積 牛 馬 車 荷 積 大 車 リヤカーその他 1台に付年額 同 上 同 上	800円 400円 200円	800円 400円 200円	800円 400円 200円	800円 400円 200円	荷 積 牛 馬 車 荷 積 大 車 リヤカーその他 200円 800円 400円 200円
市 た ば こ 消 費 税	たばこ専売法第34条第1項の小売価格	-	-	-	-	(創設) 10/115(府税5/115)
電 気 ガ ス 税	電気又はガス料金	10%	10%	10%	10%	10%
広 告 税 (宣伝広告税)	1号広告 (交通運輸機関又は交通運輸業の設備によるもの) 2号広告 (映画、気球、電気、音響設備等) 3号広告 (立・掛看板、のぼり、旗) 4号広告 (ポスター) 5号広告 (電柱又はこれに類するもの) 6号広告 (建植看板、額面広告、どん帳、引幕、照明等) 7号広告 (電話番号記入表によるもの) 8号広告 (ちらしによるもの) 広告料金 同上 1個、1坪又はその端数に付 1個に付 1個に付月額 1坪又は端数に付月額 広告料金 千個又は端数に付	20% 20% 60円 6円 20円 100円 20% 50円	20% 20% 60円 6円 20円 100円 20% 50円	20% 20% 60円 6円 20円 100円 20% 50円	20% 20% 60円 6円 20円 100円 30% 50円	1号広告 2号広告 3号広告 4号広告 5号広告 6号広告 7号広告 ネオン サイン 電光等 1個の表示面積 1坪迄毎に月額 同上 同上 1個に付月額 千個又は端数に付 特等地 1等地 2等地 3等地 特等地 1等地 2等地 3等地 特等地 1等地 2等地 3等地
商 品 切 手 発 行 税	商品切手の発行額	3%	昭26.8.31まで 3% 昭26.9.1から 4%	4%	4%	4%
鉱 産 税	鉱物又は砂鉱の価格	1%	1%	〔課税対象消滅のため廃止〕		
接 客 人 税	芸妓及びこれに類する接客人 その他の接客人	400円 200円	400円 200円	(昭27.8.1より廃止)		

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その2)

税 目	課 税 標 準		昭和30年度	昭和31年度	昭和32年度	
市 民 税	個 人	均等割 所得割-前年において納付すべき所得税額	600円(府税 100円) 13%(同上 5%)	600円(府税100円) 15%(同上 5.5%)	600円(府税100円) 15%(同上 6%)	
	法 人	均等割 法人税割-法人税額	2,400円(同上 600円) 昭30.6.30以前 7.5% (同上 5%) 昭30.9.30以前 7.5% (同上 5.3%) 昭30.10.1以後 8.1% (同上 5.4%)	2,400円(同上600円) 8.1%(同上 5.4%)	2,400円(同上600円) 8.1%(同上 5.4%)	
固 定 資 産 税	当該年度の初日の属する年の1月1日における価格	土地、家屋 償却資産	1.4%	1.4% ○国有資産等所在市町村交付金及び納付金制度を創設	1.4%	
(目 的 税) 都 市 計 画 税		土地、家屋		0.1% (創設) ○旧茨田町、旧長吉村を除く	0.2%	
自 転 車 荷 車 税	自 転 車	2 輪 車 3 輪 車 原動機付2輪車 〃 3輪車	200円 300円 400円 500円	自 転 車 原動機付(1種) 総排気量0.05ℓ又は 定格出力0.6kw以下 原動機付(2種) 同上の超	500円 500円 1,000円	
	荷 車	荷 積 牛 馬 車 荷 積 大 車 リヤカーその他 (別に月割課税を創設)	800円 400円 200円	荷 車 その他 荷 積 牛 馬 車 荷 積 大 車 リヤカーその他	200円 200円 800円 400円 200円	
市 た ば こ 消 費 税	たばこ専売法第34条第1項の小売価格		10/115(府税5/115)	9/100(府税8/100)	9/100(府税8/100)	
電 気 ガ ス 税	電気又はガス料金		10%	10%	10%	
宣 伝 廣 告 税	1号広告	ネオン サイン 電光等	1個の表示面積1坪迄毎 に月額	特等地	100円	100円
				1等地	70円	70円
				2等地	50円	50円
				3等地	30円	30円
	2号広告	(建植看板、額面広告)	同上	特等地	100円	100円
				1等地	70円	70円
				2等地	50円	50円
				3等地	30円	30円
	3号広告	(立・掛・置看板等)	同上	60円	60円	60円
	4号広告	(ポスター)	1個に付	6円	6円	6円
	5号広告	(電柱広告等)	1個に付月額	特等地	30円	30円
				1等地	20円	20円
				2等地	15円	15円
6号広告	(ちらしによるもの)	千個又は端数に付	3等地	10円	10円	
			50円	50円	50円	
7号広告	(映画、気球、音響施設)	宣伝広告料金	20%	20%	20%	
商 品 切 手 発 行 税	商品切手の発行額		4%	4%	4%	

(1) 大阪市税の税率変遷(その3)

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市の税率変遷(その4)

税 目	課 税 標 準	昭和42・43年度	昭和44年度	昭和45～47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
市 民 税	個人均等割 所得割・・・総所得金額等	600円(府税100円) 2%～14%の超過累進税率						1,700円(府税300円) 2%～14%の超過累進税率		
	法人均等割	資本金1,000万円以下 2,000円 " 1,000万円超 4,000円						① 資本金1,000万円以下 7,200円 8,000円 ② " 1,000万円超 12,000円 24,000円 (③を除く) ③ 資本金1億円超 24,000円 80,000円 従業者100人超		
	法人税割・・・法人税額	8.9%(府税5.8%)		9.1%(府税5.6%)		12.1%(府税5.2%)		14.5%(不均一課税)(府税6.2%(不均一課税))		
	固定資産税 都市計画税	賦課期日現在の価格								0.3%
軽自動車税	①原動機付自転車 1種(総排気量0.05ℓ以下) 2種(同上の超)	500円 1,000円			500円 1,000円			①原動機付自転車 総排気量0.05ℓ以下 650円 " 0.05ℓ超0.09ℓ以下 1,000円 " 0.09ℓ超 1,300円		
	②軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 2輪のもの 3輪のもの 4輪以上のもの 乗 用 貨物用 その他 イ 小型特殊自動車 農耕作業用 その他 ③2輪の小型自動車	1,500円 2,000円 4,500円 2,500円 — 1,500円 3,000円 2,500円			1,500円 2,000円 4,500円 2,500円 1,500円 3,000円 2,500円		②軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 2輪のもの 2,000円 3輪のもの 2,600円 4輪以上のもの 自家用(営業用) 乗 用 5,900円(5,200円) 貨物用 3,300円(2,900円) その他 2,000円 イ 小型特殊自動車 農耕作業用 1,500円 その他 3,900円 ③2輪の小型自動車 3,300円			
	市 民 税	市内売渡し本数×全国平均小売単価								
	市 民 税	18.1%(府税10.3%)								
電 気 税	電気料金	7%			6%	5%				
ガ ス 税	ガス料金	7%			6%	4%	3%	2%		
特 別 土 地 保 有 税	保有分・・・取得価格 取得分・・・ "				(創設) 1.4% (創設) 3%					
商 品 切 手 発 行 税	商品切手の発行額	4%								
宣 伝 広 告 税	広告の表示面積、数量、宣伝広告料金	昭和33年度以降に同じ								
事 業 所 税	資産割・・・事業所床面積							(創設) 1㎡につき 300円		
	従業者割・・・支払給与総額							0.25%		
	新增設分・・・新增設事業所床面積							1㎡につき 5,000円		

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その5)

税目	課税標準	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度
市 民 税	個人均等割	1,700円(府民税300円)	2,000円(府民税500円)				
	所得割・・・総所得金額等	2%～14%の超過累進税率	2%～14%の超過累進税率				
	法人均等割	① 資本金50億円超 従業者 100人超 〃 100人以下	800,000円	① 資本等の金額が50 50人超 年額 1,200,000円 億円を超える法人 50人以下 年額 160,000円		① 資本等の金額が50 50人超 3,000,000円 億円を超える法人 50人以下 400,000円	
		② 資本金10億円超 従業者 100人超 50億円以下 〃 100人以下	400,000円 80,000円	② 資本等の金額が10 50人超 年額 700,000円 億円を超え50億円以 50人以下 年額 160,000円		② 資本等の金額が10 50人超 1,750,000円 億円を超え50億円以 50人以下 400,000円	
		③ 資本金1億円超 従業者 100人超 10億円以下 〃 100人以下	80,000円 24,000円	③ 資本等の金額が 50人超 年額 160,000円 1億円を超え10億円 50人以下 年額 60,000円 以下である法人		③ 資本等の金額が 50人超 400,000円 1億円を超え10億円 50人以下 150,000円 以下である法人	
		④ 資本金1,000万円超 1億円以下	24,000円	④ 資本等の金額が 50人超 年額 60,000円 1,000万円を超え1 50人以下 年額 48,000円 億円以下である法人		④ 資本等の金額が 50人超 150,000円 1,000万円を超え1 50人以下 120,000円 億円以下である法人	
		⑤ ①～④以外	8,000円	⑤ 資本等の金額が 50人超 年額 48,000円 1,000万円以下の法人 50人以下 年額 16,000円		⑤ 資本等の金額が 50人超 120,000円 1,000万円以下の法人 50人以下 40,000円	
	法人税割・・・法人税額	14.5%(不均一課税)(府税6.2%(不均一課税))		14.7%(不均一課税)(府税6.0%(不均一課税))			
	固定資産税	賦課期日現在の価格	1.4%				
	都市計画税		0.3%				
軽自動車税	①原動機付自転車 総排気量0.05ℓ以下	700円					1,000円
	〃 0.05ℓ超0.09ℓ以下	1,100円					1,200円
	〃 0.09ℓ超	1,450円					1,600円
	②軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車						
	2輪のもの	2,200円					2,400円
	3輪のもの	2,850円					3,100円
	4輪以上のもの	自家用(営業用)					自家用(営業用)
	乗用	6,500円(5,200円)					7,200円(5,500円)
	貨物用	3,650円(2,900円)					4,000円(3,000円)
	その他	2,200円					2,400円
市 民 税	イ 小型特殊自動車 農耕作業用	1,500円					1,600円
	その他	4,300円					4,700円
	③2輪の小型自動車	3,650円					4,000円
	市たばこ消費税	市内売渡し本数×全国平均小売単価(60年度以降)	18.1%(府税10.3%)				
		市内売渡し小売定価及び本数					
	電気税	電気料金	5%				
	ガス税	ガス料金	2%				
	特別土地保有税	保有分・・・取得価格 取得分・・・	1.4% 3%				
	商品切手発行税	商品切手の発行額	4%				
	宣伝広告税	広告の表示面積、数量、宣伝広告料金	昭和33年度以降に同じ				
事業所税	資産割・・・事業所床面積	1㎡につき 300円	1㎡につき 500円				
	従業者割・・・支払給与総額	0.25%	0.25%				
	新增設分・・・新增設事業所床面積	1㎡につき 5,000円	1㎡につき 6,000円				

(1) 大阪市税の税率変遷(その6)

(1) 大阪市税の税率変遷(その6)

VIII 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その7)

税目	課税標準	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
市 民 税	個人均等割	3,000円(府民税1,000円)		3,000円(府民税1,000円)								3,000円 (府民税1,000円)
	所得割・・・総所得金額等	3%～12%の超過累進税率		3%～10%の超過累進税率								6%(府民税4%)
	法人均等割	① 資本等の金額が50億円を超える法人		50人超	3,000,000円							
		億円を超える法人		50人以下	410,000円							
		② 資本等の金額が10億円を超える50億円以下である法人		50人超	1,750,000円							
		億円を超える50億円以下である法人		50人以下	410,000円							
		③ 資本等の金額が1億円を超える10億円以下である法人		50人超	400,000円							
		1億円を超える10億円以下である法人		50人以下	160,000円							
		以下である法人										
		④ 資本等の金額が1,000万円を超える1億円以下である法人		50人超	150,000円							
	1,000万円を超える1億円以下である法人		50人以下	130,000円								
	億円以下である法人											
	⑤ 資本等の金額が1,000万円以下である法人		50人超	120,000円								
	1,000万円以下である法人		50人以下	50,000円								
	⑥ 上記①～⑤に掲げる法人以外の法人等			50,000円								
	法人税割・・・法人税額	14.5%(不均一課税) (府税6.0%(不均一課税))										
固定資産税	賦課期日現在の価格	1.4%										
都市計画税		0.3%										
軽自動車税	①原動機付自転車											
	総排気量0.05ℓ以下	1,000円										
	〃 0.05ℓ超0.09ℓ以下	1,200円										
	〃 0.09ℓ超	1,600円										
	ミニカー	2,500円										
	②軽自動車及び小型特殊自動車											
	ア 軽自動車											
	2輪のもの	2,400円										
	3輪のもの	3,100円										
	4輪以上のもの	自家用 (営業用)										
乗用	7,200円 (5,500円)											
貨物用	4,000円 (3,000円)											
その他	2,400円											
	イ 小型特殊自動車											
	農耕作業用	1,600円										
	その他	4,700円										
	③2輪の小型自動車	4,000円										
市たばこ税	市内売渡本数	1,000本につき2,434円		1,000本につき2,668円				1,000本につき2,977円			1,000本につき3,298円	
特別土地保有税	保有分・・・取得価格	1.4%										
	取得分・・・	3% ※平成15年度以降、当分の間新たな課税は停止										
事業所税	資産割・・・事業所床面積	1㎡につき 600円							同左			
	従業者割・・・支払給与総額	0.25%							同左			
	新增設分・・・新增設事業所床面積	1㎡につき 6,000円							廃止			

(1) 大阪市税の税率変遷(その8)

税 目	課 税 標 準	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
市 民 税	個人均等割 所得割・・・総所得金額等	3,000円（府民税1,000円） 6%（府民税4%）					3,500円（府民税1,500円） 6%（府民税4%）		3,500円（府民税1,800円） 6%（府民税4%）		3,500円（府民税1,800円） 8%（府民税2%）		
	法人均等割	①（1）法人税法第2条第5号に規定する公共法人で 均等割が課税されるもの （2）地方税法第294条第7項に規定する公益法人 等で均等割が課税されるもの （3）人格のない社団又は財団で収益事業又は 法人課税信託の引受けを行うもの （4）一般社団法人・一般財団法人（非営利型を除く。） （5）法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ② 資本金等の額が 50人以下 50,000円 1,000万円以下の法人 50人超 120,000円 ③ 資本金等の額が 50人以下 130,000円 1,000万円を超え1億円以下である法人 50人超 150,000円 ④ 資本金等の額が 50人以下 160,000円 1億円を超え10億円以下である法人 50人超 400,000円 ⑤ 資本金等の額が 50人以下 410,000円 10億円を超え50億円以下である法人 50人超 1,750,000円 ⑥ 資本金等の額が 50人以下 410,000円 50億円を超える法人 50人超 3,000,000円											
	法人税割・・・法人税額	14.5%（不均一課税）（府税6.0%（不均一課税））							11.9%（不均一課税）（府税4.2%（不均一課税））				
	固定資産税 都市計画税	賦課期日現在の価格	1.4% 0.3%										
軽自動車税	①原動機付自転車 総排気量0.05ℓ以下 〃 0.05ℓ超0.09ℓ以下 〃 0.09ℓ超 ミニカー	1,000円 1,200円 1,600円 2,500円							2,000円 2,000円 2,400円 3,700円				
	②軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 2輪のもの 3輪のもの 4輪以上のもの 乗 用 貨物用	2,400円 3,100円 自家用（営業用） 7,200円（5,500円） 4,000円（3,000円）							*3,900円 自家用（営業用） *10,800円（*6,900円） *5,000円（*3,800円） *3輪・4輪以上の軽自動車については、平成27年4月1日以降 に初めて車検を受けた車のみ、平成27年度以降の軽自動車の 税額が変更になる。		3,600円		
	イ 小型特殊自動車 農耕作業用 その他	2,400円 1,600円 4,700円									3,600円 2,400円 5,900円		
	③2輪の小型自動車	4,000円									6,000円		
市たばこ税	市内売渡本数	1,000本につき3,298円		1,000本につき4,618円			1,000本につき5,262円				1,000本につき5,692円 （平成30年10月1日以降）		
特 別 土 地 保 有 税	保有分・・・取得価格 取得分・・・ 〃	1.4% 3% ※平成15年度以降、当分の間新たな課税は停止											
事 業 所 税	資産割 ……事業所床面積 従業者割 ……支払給与総額	1㎡につき 600円 0.25%											
入湯税	鉱泉浴場施設（温泉施設）を 利用される方1人1日につき											150円	

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その9)

税目	課税標準	令和元年度		令和2年度	
市 民 税	個人均等割 所得割・・・総所得金額等	3,500円(府民税1,800円) 8%(府民税2%)			
	法人均等割	① 法人税法第2条第5号に規定する公共法人で均等割が課税されるもの ② 地方税法第294条第7項に規定する公益法人等で均等割が課税されるもの ③ 人格のない社団又は財団で収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの ④ 一般社団法人・一般財団法人(非営利型を除く。) ⑤ 法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ⑥ 資本金等の額が1,000万円以下の法人 ⑦ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人 ⑧ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 ⑨ 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 ⑩ 資本金等の額が50億円を超える法人		50,000円 50人以下 50人超 50,000円 120,000円 130,000円 150,000円 160,000円 400,000円 410,000円 1,750,000円 410,000円 3,000,000円	
	法人税割・・・法人税額	8.2%(不均一課税) (府税2.0%(不均一課税))			
	固定資産税 都市計画税	1.4% 0.3%			
軽自動車税	環境性能割・・・取得価格	①電気軽自動車及び天然ガス軽自動車 ②ガソリン軽自動車 *令和元年10月1日から令和2年9月30日に取得したもの ア 乗用車 令和2年度燃費基準＋10％達成 " 達成 平成27年度燃費基準＋10％達成 上記以外の車両 イ 貨物 平成27年度燃費基準＋20％達成 " ＋15％達成 " ＋10％達成 上記以外の車両	非課税 (営業用) 非課税 (非課税) * 非課税 (0.5%) * 1.0% (1.0%) * 1.0% (2.0%) 非課税 (非課税) 1.0% (0.5%) 2.0% (1.0%) 2.0% (2.0%)	①電気軽自動車及び天然ガス軽自動車 ②ガソリン軽自動車 *令和元年10月1日から令和3年3月31日に取得したもの ア 乗用車 令和2年度燃費基準＋10％達成 " 達成 平成27年度燃費基準＋10％達成 上記以外の車両 イ 貨物 平成27年度燃費基準＋20％達成 " ＋15％達成 " ＋10％達成 上記以外の車両	非課税 (営業用) 非課税 (非課税) * 非課税 (0.5%) * 1.0% (1.0%) * 1.0% (2.0%) 非課税 (非課税) 1.0% (0.5%) 2.0% (1.0%) 2.0% (2.0%)
	種類別 ①原動機付自転車 総排気量0.05ℓ以下 " 0.05ℓ超0.09ℓ以下 " 0.09ℓ超 ミニカー ②軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 2輪のもの 3輪のもの 4輪以上のもの 乗 用 貨物用 その他 イ 小型特殊自動車 農耕作業用 その他 ③2輪の小型自動車	2,000円 2,000円 2,400円 3,700円 * 平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両 3,600円 * 3,900円 自家用 (営業用) * 10,800円 (* 6,900円) * 5,000円 (* 3,800円) 3,600円 2,400円 5,900円 6,000円			
市たばこ税	市内売渡本数	1,000本につき5,692円		1,000本につき6,122円 (令和2年10月1日以降)	
事業所税	資産割・・・事業所床面積	1㎡につき 600円			
	従業者割・・・支払給与総額	0.25%			
入湯税	鉱泉浴場施設(温泉施設)を利用される方1人1日につき	150円			

Ⅷ 税制及び税率

2. 税 率

(1) 大阪市税の税率変遷(その10)

税 目	課 税 標 準	令和3年度		令和4年度	
市 民 税	個 人 均等割	3,500円(府民税1,800円)			
	所得割・・・総所得金額等	8%(府民税2%)			
	法人均等割	① 法人税法第2条第5号に規定する公共法人で均等割が課税されるもの 50,000円 ② 地方税法第294条第7項に規定する公益法人等で均等割が課税されるもの ③ 人格のない社団又は財団で収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの ④ 一般社団法人・一般財団法人(非営利型を除く。) ⑤ 法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの 50人以下 50人超 ⑥ 資本金等の額が1,000万円以下の法人 50,000円 120,000円 ⑦ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人 130,000円 150,000円 ⑧ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 160,000円 400,000円 ⑨ 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 410,000円 1,750,000円 ⑩ 資本金等の額が50億円を超える法人 410,000円 3,000,000円			
	法人税割・・・法人税額	8.2%(不均一課税) (府税2.0%(不均一課税))			
固定資産税	賦課期日現在の価格	1.4%			
都市計画税		0.3%			
軽自動車税	環境性能割・・・取得価格	①電気軽自動車及び天然ガス軽自動車	非課税	①電気軽自動車及び天然ガス軽自動車	非課税
		②ガソリン軽自動車 * 令和元年10月1日から令和3年12月31日に取得したもの	自家用 (営業用)	②ガソリン軽自動車	自家用 (営業用)
		ア 乗用車 令和12年度燃費基準75%達成(令和2年度燃費基準を達成したものに限る)	非課税 (非課税)	ア 乗用車 令和12年度燃費基準75%達成(令和2年度燃費基準を達成したものに限る)	非課税 (非課税)
		〃 60%達成(〃)	* 非課税 (0.5%)	〃 60%達成(〃)	1.0% (0.5%)
		〃 55%達成	* 1.0% (1.0%)	〃 55%達成	2.0% (1.0%)
		上記以外の車両	* 1.0% (2.0%)	上記以外の車両	2.0% (2.0%)
		イ 貨物 平成27年度燃費基準125%達成	非課税 (非課税)	イ 貨物 平成27年度燃費基準125%達成	非課税 (非課税)
		〃 120%達成	1.0% (0.5%)	〃 120%達成	1.0% (0.5%)
		〃 115%達成	2.0% (1.0%)	〃 115%達成	2.0% (1.0%)
		上記以外の車両	2.0% (2.0%)	上記以外の車両	2.0% (2.0%)
	種類別 ①原動機付自転車	総排気量0.05ℓ以下	2,000円		
		〃 0.05ℓ超0.09ℓ以下	2,000円		
		〃 0.09ℓ超	2,400円		
		ミニカー	3,700円		
		②軽自動車及び小型特殊自動車			
		ア 軽自動車	* 平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両		
		2輪のもの	3,600円		
		3輪のもの	* 3,900円		
		4輪以上のもの	自家用 (営業用)		
		乗 用	* 10,800円(* 6,900円)		
	イ 小型特殊自動車	貨物用	* 5,000円 (* 3,800円)		
		その他	3,600円		
		農耕作業用	2,400円		
		その他	5,900円		
		③2輪の小型自動車	6,000円		
市たばこ税	市内売渡本数	1,000本につき6,552円 (令和3年10月1日以降)			
事業所税	資産割・・・事業所床面積	1㎡につき 600円			
	従業者割・・・支払給与総額	0.25%			
入湯税	鉱泉浴場施設(温泉施設)を利用される方1人1日につき	150円			

Ⅷ 税制及び税率

2. 税 率

(1) 大阪市税の税率変遷(その11)

税 目	課 税 標 準	令和5年度										
市 民 税	個 人 均等割	3,500円(府民税1,800円)										
	所得割・・・総所得金額等	8%(府民税2%)										
	法人均等割	① (1) 法人税法第2条第5号に規定する公共法人で均等割が課税されるもの 50,000円 (2) 地方税法第294条第7項に規定する公益法人等で均等割が課税されるもの (3) 人格のない社団又は財団で収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの (4) 一般社団法人・一般財団法人(非営利型を除く。) (5) 法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの 50人以下 50人超 ② 資本金等の額が1,000万円以下の法人 50,000円 120,000円 ③ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人 130,000円 150,000円 ④ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 160,000円 400,000円 ⑤ 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 410,000円 1,750,000円 ⑥ 資本金等の額が50億円を超える法人 410,000円 3,000,000円										
	法人税割・・・法人税額	8.2%(不均一課税) (府税2.0%(不均一課税))										
	固定資産税 都市計画税	賦課期日現在の価格	1.4% 0.3%									
軽 自 動 車 税	環境性能割・・・取得価格	(令和5年12月31日まで) (令和6年1月1日から) ①電気軽自動車及び天然ガス軽自動車 非課税 ①電気軽自動車及び天然ガス軽自動車 非課税 ②ガソリン軽自動車 自家用 (営業用) ②ガソリン軽自動車 自家用 (営業用) ア 乗用車 令和12年度燃費基準75%達成(令和2年度燃費基準を達成したものに限り) 非課税 (非課税) ア 乗用車 令和12年度燃費基準80%達成(令和2年度燃費基準を達成したものに限り) 非課税 (非課税) 〃 60%達成(〃) 1.0% (0.5%) 〃 70%達成(〃) 1.0% (0.5%) 〃 55%達成 2.0% (1.0%) 〃 60%達成(〃) 2.0% (1.0%) 上記以外の車両 2.0% (2.0%) 上記以外の車両 2.0% (2.0%) イ 貨 物 平成27年度燃費基準125%達成 非課税 (非課税) イ 貨 物 令和4年度燃費基準105%達成 非課税 (非課税) 〃 120%達成 1.0% (0.5%) 令和4年度燃費基準達成 1.0% (0.5%) 〃 115%達成 2.0% (1.0%) 令和4年度燃費基準95%達成 2.0% (1.0%) 上記以外の車両 2.0% (2.0%) 上記以外の車両 2.0% (2.0%)										
	①原動機付自転車及び2輪車等	③燃費性能等に応じたグリーン化特例による軽課(3輪以上の軽自動車) [対象車両] 令和3年4月1日から令和8年3月31日までに最初の新規検査を受けたもの ④については令和7年3月31日までに最初の新規検査を受けたもの										
	原動機付自転車 総排気量50cc以下 2,000円 軽2輪(軽自動車)2輪のもの 3,600円	電気軽自動車・天然ガス軽自動車※1 ガソリン車・ハイブリッド車※2										
	〃 50cc超90cc以下 2,000円 〃 その他のもの 3,600円	3輪のもので総排気量660cc以下 乗用 営業用 1,000円 2,000円 3,000円⑤										
	〃 90cc超 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円	乗用 自家用 〃 (基準1) (基準2)										
	原動機付自転車 ミニカー 3,700円 〃 その他のもの 5,900円	乗用 営業用 1,000円 〃										
	2輪の小型自動車 6,000円	乗用 自家用 〃										
	②4輪以上及び3輪の軽自動車	*1 *2 *3	4輪以上のもので総排気量 660cc以下 乗用 営業用 1,800円 3,500円 5,200円⑥									
	3輪のもので総排気量660cc以下 4,600円 3,100円 3,900円	乗用 自家用 2,700円 (基準1) (基準2)										
	4輪以上のもので総排気量 660cc以下 乗用 営業用 8,200円 5,500円 6,900円	貨物用 営業用 1,000円										
	乗用 自家用 12,900円 7,200円 10,800円	貨物用 自家用 1,300円										
	貨物用 営業用 4,500円 3,000円 3,800円	※1 天然ガス軽自動車については、平成30年排出ガス規制に適合するもの又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両に限る。										
	貨物用 自家用 6,000円 4,000円 5,000円	※2 ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。										
	*1 最初の新規車両から13年を経過した車両	基準1・・・ 令和12年度燃費基準90%達成し、かつ令和2年度燃費基準値達成										
*2 平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両	基準2・・・ 令和12年度燃費基準70%達成し、かつ令和2年度燃費基準値達成											
*3 平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両												
市 た ば こ 税	市内渡本数	1,000本につき6,552円										
事 業 所 税	資産割・・・事業所床面積	1㎡につき 600円										
	従業者割・・・支払給与総額	0.25%										
入湯税	鉱泉浴場施設(温泉施設)を利用される方1人1日につき	150円										

VIII 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷（その12）

備 考

昭和37年度から令和5年度までの市民税（所得割）の税率は次のとおりである。

所得割の税率（平成18年度までは超過累進税率）

税率	（昭和37年度）	（昭和38年度）	（昭和48年度）	（昭和56～59年度）
2%	10万円以下	15万円以下	30万円以下	30万円以下
3%	10万円超	15万円超	30万円超	30万円超
4%	20万円超	40万円超	50万円超	45万円超
5%	50万円超	70万円超	80万円超	70万円超
6%	100万円超	同左	110万円超	100万円超
7%	150万円超		150万円超	130万円超
8%	250万円超		250万円超	230万円超
9%	400万円超		400万円超	370万円超
10%	600万円超		600万円超	570万円超
11%	1,000万円超		1,000万円超	950万円超
12%	2,000万円超		2,000万円超	1,900万円超
13%	3,000万円超		3,000万円超	2,900万円超
14%	5,000万円超		5,000万円超	4,900万円超

（昭和60～62年度）		（昭和63年度）		（平成元年～2年度）		（平成3～6年度）	
2.5%	20万円以下	3%	60万円以下	3%	120万円以下	3%	160万円以下
3%	20万円超						
4%	45万円超						
5%	70万円超	5%	60万円超				
6%	95万円超						
7%	120万円超	7%	130万円超				
8%	220万円超	8%	260万円超	8%	120万円超	8%	160万円超
9%	370万円超						
10%	570万円超	10%	460万円超				
11%	950万円超	11%	950万円超	11%	500万円超	11%	550万円超
12%	1,900万円超	12%	1,900万円超				
13%	2,900万円超						
14%	4,900万円超						

（平成7・8年度）		（平成9・10年度）		（平成11～18年度）		（平成19～29年度）	
3%	200万円以下	3%	200万円以下	3%	200万円以下	6%	
8%	200万円超	8%	200万円超	8%	200万円超	（平成30年度～）	
11%	700万円超	12%	700万円超	10%	700万円超	8%	